

# 猪苗代町部活動地域連携活動方針

## 1. 基本方針

### (1) 改革の理念

令和5年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」(令和5～7年度)も終わり、令和8年度から「改革実行期間」(前期：令和8～10年度)に段階が変わる。今後も、中長期的に少子化が進むことが予想され、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、部活動改革を進めることが不可欠となっている。これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、学校単位で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、障がいのある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒を含め、全ての生徒の豊かで幅広い活動機会を保障していくことが必要である。

### (2) 改革の基本的方針

○生徒の最低限の活動を保障する。

○学校と地域指導者が連携し進める。

※「地域移行」(展開)ではなく、「地域連携」から始める。

中学校の休日部活動に、地域の指導者が入るかたちで進める。(平日は顧問による部活動を行う。休日は、部活動を基本にし、登録した地域指導者に指導の協力をいただく。)また、休日の顧問による部活動ができない場合に、地域指導者による活動を行う。(顧問、地域指導者が難しい場合は活動なしにするなど、学校、地域指導者ともに無理のない範囲で活動を行う。)

※波線部は運動部のみ

改革実行期間後期(令和11～13年度)には、顧問による休日の部活動を行わず、関係者の理解と協力のもと、地域での活動を目指す。

### (3) 改革期間及び取組方針

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
国	改革実行期間【前期】			改革実行期間【後期】			
	改革実行期間内に、原則、学校部活動において地域展開の実現を目指す						
猪苗代町	運動部	地域【連携】部活動(休日) 休日地域展開に向けて体制整備			中間評価	地域【展開】部活動(休日)	
	文化部	地域【連携】部活動(休日) 休日地域展開に向けて体制整備				地域【展開】部活動(休日)	

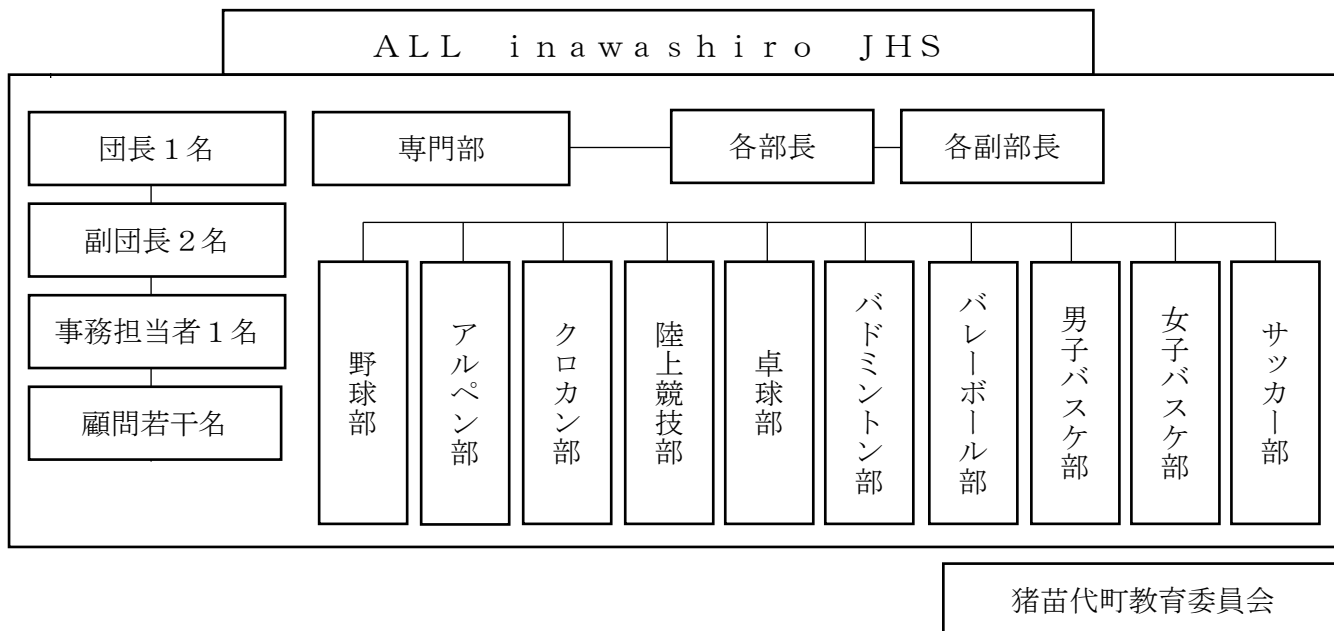
※前期間の中間評価の結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

## 2. 運動部活動の運営について

### (1) 運動部活動の基本的方針

猪苗代中学校スポーツ少年団「All inawashiro JHS」と連携し、活動を行う。部活動を基本とし、スポ少に登録した指導者が、顧問とともに指導を行う。また、顧問による休日部活動が実施できない場合に、スポ少指導者によるスポ少活動を行うことができる。

### (2) All inawashiro JHS スポ少組織（令和8年5月現在）



### (3) スポーツ少年団規約について

## All Inawashiro JHS スポーツ少年団規約

(名称と事務局)

第1条 本団は「All Inawashiro JHS スポーツ少年団」と称し、事務局を猪苗代中学校内に置く。

(目的)

第2条 本団は、団員のスポーツ活動の充実を図るとともに、スポーツ環境の改善を図ることによって、団員の健全育成に資することを目的とする。

(登録)

第3条 本団への加入は、団員登録をもって行い、登録料は個人負担とする。

2 前項の登録は毎年度更新するものとする。

3 登録については、日本スポーツ少年団本部の登録規程による。

(役員)

第4条 本団に次の役員を置く。

団長1名、副団長2名、事務担当者1名、顧問若干名

第5条 団長はスポーツ少年団に登録した部活動の保護者会代表者の輪番制とする。

第6条 副団長及び事務担当者は団長が委嘱する。

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 団長は本スポーツ少年団を代表し、会務を統括する。

(2) 副団長は団長を補佐し、団長が事故あるときその職務を代行する。

(3) 事務担当者は団長の名を受け、団務及び会計を処理する。

(4) 顧問は猪苗代中学校長、同校後援会長、歴代スポ少団長とし、本団の助言に当たる。

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(指導者)

第9条 本団の指導者は、各部活動の顧問及び各部保護者会で推薦を受け、町教育委員会及び校長が認めた指導者とし、団長が委嘱する。

2 指導者に係る登録料及び保険料等の経費2名分は町教育委員会が負担し、2名を超える場合は該当する各部保護者会の負担とする。

- 3 指導者の任期は1年とし、再任を妨げない。また、指導員に変更がある場合は、各部保護者会の承認を前提に、団長に承認の一切を委ねる。

(専門部)

第10条 本団に次の専門部を置く。

- (1) 野球部 (2) アルペンスキー部 (3) クロスカントリースキー部 (4) 陸上競技部  
 (5) バレーボール部 (6) 卓球部 (7) バドミントン部 (8) バスケットボール部男子  
 (9) バスケットボール部女子 (10) サッカー部

※令和8年度剣道部については、加入しない。

- 2 各専門部に部長、副部長を置く。  
 3 専門部長は、専門部の統括と運営に当たる。  
 4 副部長は部長を補佐し、部長が事故あるときその職務を代行する。

(会議)

第11条 総会は毎年7月(1学期保護者会後)に行い、団長がこれを招集する。

- 2 総会では次の事項を審議し、会議の議長は団長がこれに当たる。  
 (1) 役員、指導員の決定と承認  
 (2) 事業報告、事業計画及び決算、予算の承認  
 (3) その他重要事項の審議

3 臨時総会は必要に応じて開催し、団長がこれを招集する。

4 専門部会は必要に応じて開催し、部長がこれを招集する。

(会計)

第12条 本団の会計は、登録料、保険料、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本団の会計年度は、8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

3 各専門部の会計は、各専門部に一任する。

(付則)

1 本規約は令和4年8月5日より施行する。

2 令和7年7月一部改正。

(4) 役員ローテーションについて (敬称略)

年 度	団 長	副 団 長	事 務 担 当 者
令和4年度(2022)	(アルペン)	野球部長	(学校)
令和5年度(2023)	(野球)	スキー部長	(学校)
令和6年度(2024)	(クロカン)	野球部長	(学校)
令和7年度 (2025)	(陸上競技)	バレーボール	(学校)
		卓球	
令和8年度 (2026)	(バレーボール)	卓球	
		剣道	
令和9年度 (2027)	(卓球)	剣道	
		バドミントン	
令和10年度 (2028)	(剣道)	バドミントン	
		バスケット男子	
令和11年度 (2029)	(バドミントン)	バスケット男子	
		バスケット女子	
令和12年度 (2030)	(バスケット男子)	バスケット女子	
		サッカー	
令和13年度 (2031)	(バスケット女子)	サッカー	

※基本のローテーション

### 3. 文化部活動の運営について

#### (1) 文化部活動の基本的方針

町内の文化団体と連携し活動を行う。部活動を基本とし、地域連携活動に登録した指導者が、部活動の指導協力者として、顧問とともに休日の指導を行う。顧問による休日部活動ができない場合は、活動を行わない。

#### (2) 連携団体、活動内容について

	吹奏楽	総合文化
連携団体	猪苗代吹奏楽団 (いなわしろ音楽連盟)	猪苗代高等学校 猪苗代町役場各課 はじまりの美術館 水環境センター ライオンズクラブ DMCaizu 等
活動内容	顧問とともに奏法指導 パート練習等	・ 絵画指導、鑑賞、ウォールアート等 ・ 猪苗代湖環境学習 ・ 町のイベントへの参加、協力 ・ グレンデアート ・ 花壇の整備 ・ ボランティア活動 等
活動時間	休日 3 時間程度	休日 3 時間程度
活動場所	猪苗代中学校音楽室	猪苗代中学校、町内各所

### 4. 指導について

#### (1) 実施について

<p>令和 8 年 4 月～ 地域連携開始 (運動、文化部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部活動を基本とする。平日は通常部活動、休日はスポ少や各団体と連携しながら、指導を行う。休日の顧問不在の場合に、スポ少に加入している種目については、スポ少活動を行うことができる。</li> </ul>
---

#### (2) 活動・休養日の基準

<p><b>【休 養 日】</b> 週 2 日以上 of 休養日を設定すること。</p> <p><b>【活動時間】</b> 1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 1 1 時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。</p> <p><b>【そ の 他】</b> 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。 (参考：部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン令和 7 年 1 2 月)</p>
--

※ 猪苗代中学校の部活動日程や学校行事等に合わせて、適切に実施することとする。

#### (3) 移動手段について

生徒の活動場所への移動手段については、部で計画し、対応する。指導者は各自とする。

(4) 大会、コンクール等への出場について

部活動を基本とした活動のため、顧問引率のもと「猪苗代中学校」の名称で出場する。地域指導者が、サポート等で協力可能な場合は、顧問と相談し協力体制を整える。(令和7年12月に出されたガイドラインでは、「学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過重とならないよう配慮すること。」と明記されたが、猪苗代町としては、部活動を基本として「連携」を開始するため、引率は教員が行うこととする。)

(5) 指導の留意点

- ・ 生徒が、特技や趣味を追求するための活動の場とする。
- ・ 自主性・社会性を養い、総合的な人格の形成を目標とする。
- ・ 生涯学習の一環として、体育的活動・芸術的活動・ボランティア活動のできる能力や態度を養い、個性の伸長を図る。
- ・ 生徒、顧問、指導者が互いに理解し、尊重し合う。特に、指導方針や生徒指導上必要な情報については、顧問と指導者間で十分に情報共有を行う。
- ・ 生徒の発達の段階、心理的特徴に配慮した指導を行う。
- ・ 生徒の成長や達成感、充実感につながる指導を心がける。種目の楽しさや仲間の心強さ等が感じられる活動とする。
- ・ 生徒の個人情報の保護に十分に配慮する。
- ・ 各団体との日程調整等は、学校と団体間で行う。活動計画表等を作成し、指導者に配布するとともに、連絡調整を行う。

5. 健康管理について

活動前後、活動中の健康観察を行ったり、計画的に休憩時間を設けたりするなど、健康に留意し、活動を行う。

(1) けがへの対応について

生徒のけがの状態に応じて、応急処置を適切に行う。学校(顧問等)や保護者とも、けがの状態、けがをした際の状況、処置等について速やかな報告、連絡、相談を行う。

【町内の主な病院】

病院名	主な科	連絡先
猪苗代町立猪苗代病院	内科、外科、整形外科、皮膚科	0242-62-2350
小川医院	内科、整形外科、眼科	0242-62-2132
かねこクリニック	内科、外科、心療内科、小児科	0242-72-0660
矢吹医院	内科、小児科	0242-62-2169
浅見クリニック	内科、循環器科、小児科	0242-63-2200
ケアテルマリアクリニック	内科、外科、形成外科、皮膚科	0242-66-2700

【AEDの設置場所】 ※主な活動場所のみ

- ・ 猪苗代中学校内(保健室前、体育館廊下)
- ・ 猪苗代町総合体育館カメリーナ
- ・ 猪苗代町運動公園(水防センター内)

(2) 熱中症予防について

熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)を参考に活動を行う。暑熱順化を取り入れ、長期休業後等の急激な運動を避ける。運動内容、強度に注意しつつ、こまめな水分補給や、日陰や風通しがよい場所での休憩を適切に行う。活動時の服装は、通気性・浸透性のよい服装となることを指導する。登下校時は、生徒は単独行動となる場合があることに留意する。必要に応じて、関係機関を受診するなど対応を行う。(参考:学校における熱中症ガイドライン作成の手引き)

6. 事務手続きについて

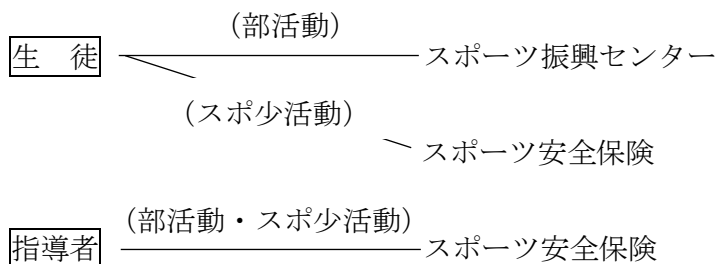
(1) 各種登録料等について

	保 険		スポーツ少年団登録	
	種類等	負担先	種類等	負担先
運動部	生徒【スポーツ安全保険】 A1 (スポーツ活動) 800円/名	生徒	生徒【団員】 1,000円/名	生徒
	指導者【スポーツ安全保険】 C (スポーツ活動) 2,000円/名×各種目2名迄	町	指導者【指導者、役員、スタッフ】 1,500円/名×各種目2名迄	町
文化部	生徒【スポーツ振興センター】	/	/	/
	指導者【スポーツ安全保険】 A2 (文化活動) 800円/名×各部5名迄	町		

<スポーツ安全保険補償期間>

- ① 掛金の支払日が令和8年3月31日以前の場合 → 令和8年4月1日午前0時～
- ② 掛金の支払日が令和8年4月 1日以降の場合 → 掛金の支払日の翌日午前0時～  
ともに令和9年3月31日午後12時迄

<適用される保険>



- ※ 吹奏楽部と総合文化部は、楽器数や活動内容が多岐にわたるため、5名まで町負担とする。各部とも、規定の人数を超えて登録する場合は、部ごとに対応をする。
- ※ スポーツ少年団登録関係については、スポーツ少年団担当課で別に開催される説明会による。

(2) 指導者謝金について

運動部、文化部ともに 1,000円/時間/名 (年間最大40回)

- ・ 1回の指導につき、最大3時間2名までの謝金を支払う。
- ・ 旅費を含める。

(3) 指導日数、時間の報告方法について

報告書（下記様式）に必要事項を記入し、校長確認後、翌月5日までに教育委員会に提出する。

各部顧問 → 部活動担当（報告用紙を集める） → 校長（確認印） → 町教委へ提出

- ・記載事項に誤りがないか確認し、指導者印またはサインを記入する。
- ・校長は、すべての部の報告書を確認し、押印する。
- ・提出された報告書を教育委員会で確認し、猪苗代町より指導者口座に振り込まれる。

<様式>

〇月 △△部 指導報告書		指導者氏名			活動した月日・曜日・時間			指導者印・サイン		
猪苗代 太郎	5月10日(土)	8:30~11:30	3時間	5月17日(土)	8:30~10:30	2時間	月 日 ( )	: ~ :	時間	
	月 日 ( )	: ~ :	時間	月 日 ( )	: ~ :	時間	月 日 ( )	: ~ :	時間	
	月 日 ( )	: ~ :	時間	月 日 ( )	: ~ :	時間	月 日 ( )	: ~ :	時間	

校長 確認印	
-----------	--

(4) 町体育施設の利用について

主にスポ少活動が該当となる。町体育施設を利用する場合は、以下のとおりとする。

① 【猪苗代中学校体育館】 申請書：スポ少団長名で提出

鍵の貸し出し：学びいな

② 【中学校体育館以外の体育施設】

申請書：カメリーナで施設予約状況等確認し、スポ少団長名で申請書を提出する。

鍵の貸し出し：カメリーナ（カメリーナ受付）

野球場（水防センター事務室）

陸上競技場（水防センター事務室）

その他体育館（学びいな）